

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区
石岡台地土地改良事業推進協議会

理事長 島田 穰 一
会長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
電話（代表） 0299-22-2010



水土里ネット石岡台地

水土里ネット



県営畑総上小岩戸地区内ほ場（ニラ）

も く じ

- ・ 理事長挨拶 P 2
- ・ 平成29年度総代会議決事項について P 3
- ・ 平成30年度予算及び平成28年度決算について P 4
- ・ 平成30年度主な補助事業の実施 P 5
- ・ 石岡台地畑かん営農活動について P 6
- ・ 新しい賦課金通知書についてのお知らせ P 7
- ・ 組合員資格得喪通知・農地転用等について P 8



県営畑総上小岩戸地区内取水栓

いしおか

石岡台地土地改良区理事長

石岡台地土地改良事業推進協議会会長

島田 穰 一



組合員並びに関係機関の皆様には、日頃より石岡台地土地改良区の運営や各種事業の推進に、ご支援とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今年の春先は非常に温暖で、例年より、一足早く桜の便りがやってきました。また、少雨傾向にありましたが、田植え前後には適度の雨にも恵まれて、皆様のご協力のもと順調に用水を行う

事が出来ました。

しかし、国営農業水利事業で造成された用水施設は事業完了後30年以上が経過し、特に揚水機場の配水を制御しています「水管理システム」や漏水障害の多い幹線・支線の対象箇所を早急な更新事業への取組が課題となっております。

これらの対応として、平成27年度より施設の機能診断を国にお願いしており、今後はこの診断結果を踏まえて、施設全体の更新計画を策定する事としてます。

また、今年は米の生産調整等における取組・指導体制の変更や土地改良制度の見直しが行われ、農家自身が米需給調整への係わり強化や土地改良区の体制・運営上の対応が迫られています。これに伴い農地中間管理機構関連の基盤整備事業も創設されて、農家負担の大胆な軽減策や事業同意等の手続きの省力化が盛り込まれました。現在事業を実施し

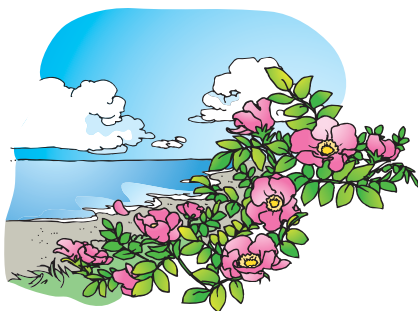
ております、県営畑地帯総合整備事業の上小岩戸地区（小美玉市）や東成井西部地区（石岡市）においても、担い手農家や農業法人等への農地の集積・集約が進み、畑地かんがいを利用した営農が始まっております。

両地区の、早期の事業完了を進めると共にこれらの優良事例や今回新たに制度化された農地中間管理機構関連事業等を活用して、周辺地域を重点に事業化地域拡大に努めて参ります。

次に、管内の多面的機能支払交付金の活用については、各々の地域で集落機能の維持・活性化や各維持管理組合の運営経費軽減などに寄与しており、引き続き良好な活動の継続と地域拡大に努めて参ります。

さらに、水田の排水状況の改善や用水機場などの計画的更新など多様なニーズに対応するため、農業基盤整備促進事業、適正化事業等の補助事業等を有効に活用

し、負担軽減に努めて参ります。今後とも、農業用施設機能の維持強化と事務事業の合理化を進め、農業用水の安定供給を通して、地域農業の発展に努めて参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



平成29年度総代会にて22議案が承認可決！

第68回通常総代会付議事項

- 議案第1号 役員の補欠選任案議決について
- 議案第2号 会計細則の一部変更案承認について
- 議案第3号 地区除外決済金の減免案議決について
- 議案第4号 平成28年度事業報告・財産目録及び会計(一般・特別)収入支出決算の議決について
- 議案第5号 平成29年度事業計画・会計(一般・特別)収入支出補正予算等専決報告の承認について
- 議案第6号 平成30年度事業計画案議決について
- 議案第7号 平成30年度一般・特別会計区費賦課徴収額及び納入期日案議決について
- 議案第8号 平成30年度役員の報酬額案議決について
- 議案第9号 平成30年度総代及び役員の費用弁償額案議決について
- 議案第10号 平成30年度一般会計収入支出予算案議決について
- 議案第11号 平成30年度施設管理事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第12号 平成30年度地区施設管理特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第13号 平成30年度基幹水利施設管理受託事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第14号 平成30年度維持管理適正化事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第15号 平成30年度国営事業費償還特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第16号 平成30年度土地改良事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第17号 平成30年度農業基盤整備資金の借入案議決について
- 議案第18号 平成30年度経営体育成基盤整備事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第19号 平成30年度畑地帯総合整備事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第20号 平成30年度積立金特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第21号 平成30年度積立金特別会計繰替運用額案議決について
- 議案第22号 平成30年度現金保管に関する金融機関指定案について
- 報告事項 土地改良法132条検査結果及び改善事項等の報告について



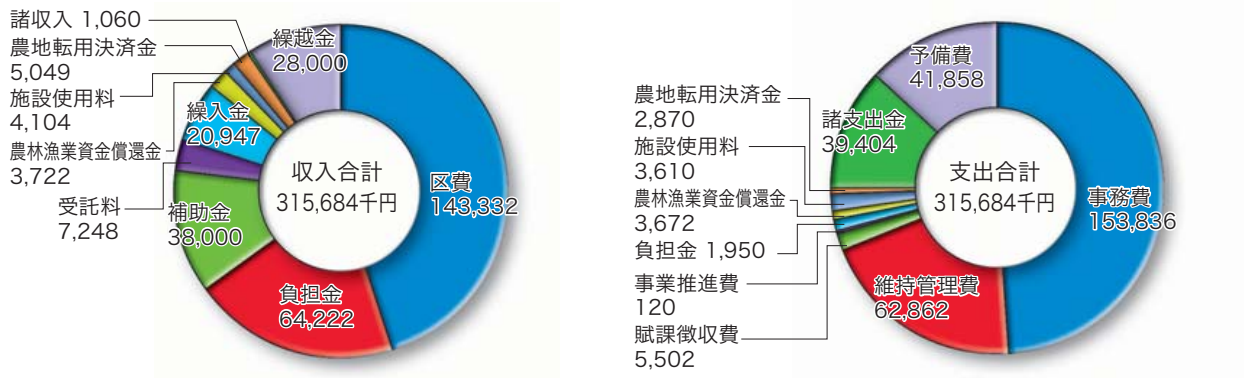
平成30年3月23日(金)小美玉市四季文化館(みのーれ)において第68回通常総代会を開催しました。総代数78名中、68名の出席を頂き、島田理事長挨拶、来賓祝辞(茨城県県央農林事務所平石土地改良部門長)の後、議長に鉾田市の大関総代を選出し、平成30年度事業計画及び一般会計収入支出予算を含めた22議案と報告事項1件が慎重審議の結果、原案どおり承認可決されました。

また、議案第1号では役員の辞職に伴う補欠選任投票が実施され、鉾田市の岸田一夫氏が選任されました。任期は前任者の残任期間となり平成32年5月30日までとなります。

第68回通常総代会を開催

平成30年度予算及び平成28年度決算について

平成30年度予算 一般会計及び施設管理事業特別会計

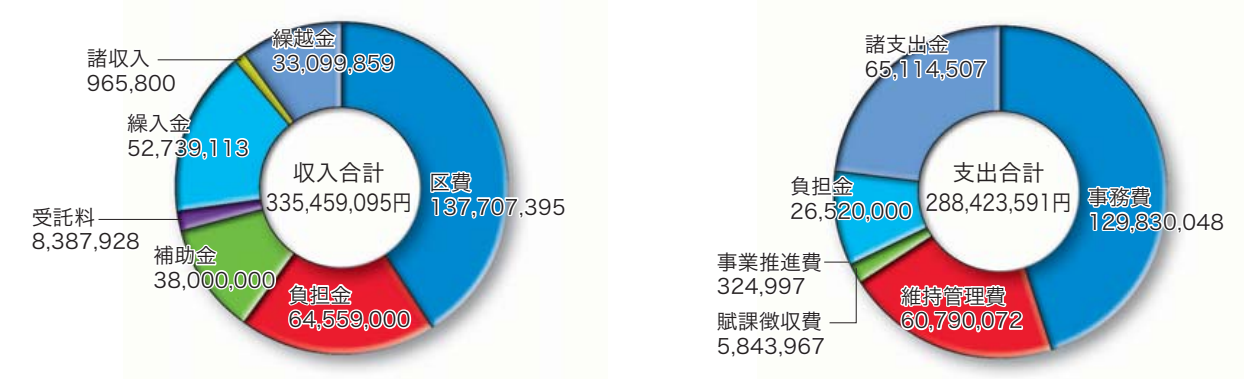


その他特別会計予算 (単位：千円)

会計名	予算額
地区施設管理	511,264
基幹水利施設管理受託事業	120,000
維持管理適正化事業	30,648
国営事業費償還	6,723
土地改良事業	38,105
経営体育成基盤整備事業	52,384
畑地帯総合整備事業	19,777
積立金	718,833

一般会計
経常賦課金：1,600円/10a 7月賦課
一般会計の事務費
施設管理事業特別会計
施設管理事業特別賦課金：2,400円/10a+各地区毎 4月賦課
国営基幹施設及び末端地区の維持管理費

平成28年度決算 一般会計及び施設管理事業特別会計



その他特別会計決算 (単位：円)

会計名	収入決算額	支出決算額	次年度繰越額	摘要
地区施設管理	468,713,377	278,507,586	190,205,791	
基幹水利施設管理受託事業	132,600,000	132,600,000	0	
維持管理適正化事業	46,407,760	46,407,760	0	
農林漁業資金償還	38,603,380	38,603,380	0	
国営事業費償還	351,253,599	350,390,816	862,783	
土地改良事業	19,138,041	13,562,731	5,575,310	
経営体育成基盤整備事業	5,673,750	5,673,750	0	
畑地帯総合整備事業	47,408,082	47,408,082	0	
施設使用	4,618,739	4,618,739	0	
農地転用決済金	214,988,599	214,988,599	0	
積立金	682,111,922	157,348,955	524,762,967	

平成30年度 主な補助事業の実施について

(1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費 120,000千円

電気料・整備補修費等（国営第1・2・3揚水機場）

(2) 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型） 事業費 38,700千円

点検整備・整備補修等（支線機場、分水工付帯工）

(3) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費 24,425千円

ポンプ設備更新（巴川沿岸地区地区第13工区）、ゲート設備整備（千代田石岡地区第3工区）

(4) 農業基盤整備促進事業 事業費 17,146千円

暗渠排水工（石岡台地地区）

(5) 多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金・資源向上支払交付金）

地区の維持管理補修・環境整備（63地区）

(6) 県営畑地帯総合整備事業

区画整理・農道・用水施設整備（東成井西部地区・上小岩戸地区）

(7) 県営経営体育成基盤整備事業

暗渠排水工・農業用用水施設の整備（梶無地区第1工区）



基幹水利管理受託事業によるポンプ設備補修



国営造成施設管理体制整備促進事業によるPR活動



維持管理適正化事業によるポンプ設備補修



多面的機能支払交付金による生き物調査

用水営農対策協議会現地研修会の実施

平成30年2月28日(水)に関係機関職員(県・市)と清原南部土地改良区(栃木県)にて現地研修会を実施しました。

畑地帯総合整備事業にて整備された地区を見学し、岡本芳明理事長から、事業当初から現在に至る経過や良好な営農状況に伴う地域との交流の促進、用水の効果について説明を受けました。



畑地かんがい営農普及啓発の講演会

平成30年2月19(月)小美玉市にある四季文化館(みのへれ)にて石岡台地用水営農対策協議会講演会を行いました。

ひらさわファーム代表、そして全国認定農業者協議会会長でもある平澤協一氏を講師に招きまして、「石岡台地における畑作営農について」をテーマに、先進地の類似紹介を交えながら、石岡台地における畑作営農の展望について講演をいただきました。

農家のみなさんへ

貸したい農地ありませんか？

農地を貸したい

●規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方。

「農地集積バンク」
茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 10年以上の貸付が可能。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 隣接地との境界が確定されている。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

農地を借りたい

●規模拡大・新規参入をお考えの方。

茨城県の農地集積・集約化を推進しています。

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

☎029-239-7131

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 水戸市上国井町3118-1

■ホームページ <http://ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



新しい賦課金通知書についてのお知らせ

平成30年度から石岡台地土地改良区の賦課金通知書兼領収書が新しくなりました。

新 賦課金通知書兼領収書

〈主な変更点〉

① 納入方法について

下記、金融機関を利用する場合、賦課通知書を使用した振込が出来なくなりました。
 ※金融機関指定の振込通知書等に当改良区口座を記入して納入ください。
 ※石岡台地土地改良区管内農協窓口以外から納入の場合は所定の手数料が掛かります。

② 口座振替通知について

圧着ハガキから封筒タイプへ変更しました。

③ 督促状について

督促状を使用した納入が出来なくなりました。

※下記、金融機関指定の振込依頼書等に当改良区口座を記入して納入ください。

お振込みの際は所定の手数料が掛かります。

The image shows three sample forms of the new land improvement fee notice and receipt. The top form is the 'Notice and Receipt' (通知書兼領収書), the middle is the 'Deposit Request Form' (振込依頼書), and the bottom is the 'Collection Request Form' (徴収請求書). Each form includes a QR code, a table for fee details, and a section for payment confirmation.

賦課金の自動振替について

賦課金の納入に便利な自動振替を推奨しています。下記金融機関から口座振替が行えます。

〈農業協同組合〉

- ・新ひたち野農協・やさと農協・土浦農協・水戸農協・常陸農協・ほこた農協
- ・なめがた農協（玉造支店のみ）

〈金融機関〉

- ・常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合・ゆうちょ銀行

※口座振替には所定の申請用紙が必要となりますので、ご希望の際は当改良区賦課徴収課（0299-22-2010）までご連絡ください。

催告状の送付について

平成30年度より賦課金を滞納されている組合員については督促状を発布後に納入が確認できなければ催告状を送付します。

催告状発布後、指定期限まで納付できない特別の事情がある場合は、指定期限内に必ず当改良区事務所まで来所の上ご相談ください。

賦課徴収課からのお知らせ

組合員資格得喪通知手続きについてのお願い

組合員資格得喪通知書

組合員の皆様に相続・売買等により耕作地の移動や名義変更が生じた場合は、速やかに改良区まで直接ご提出頂きますようお願い申し上げます。手続きが遅れますと変更前の組合員に賦課通知書が発行されてしまいます。
(関係市町農業委員会に手続きされましても自動的に名義が変わるわけではありません。あくまでも当改良区へ本人の届出が基本となります。)

※売買等により滞納賦課金のある農地を取得すると、土地改良法第42条(権利義務の承認及び決済)により、新しい権利者に納付義務が生じますので、農地を取得する場合は必ず滞納があるか改良区へお問い合わせ下さい。

理事長	常務理事	事務部長	総務課長	交付者
総務課	総務課	総務課	総務課	総務課
総務課	総務課	総務課	総務課	総務課

交付印

組合員資格得喪通知書

石岡台地土地改良区 理事長 島田 横一 殿 平成 年 月 日

現資格者 住所 (ふりがな) _____ 男 女 印
 氏 名 _____
 生年月日 大・昭・平 年 月 日
 電話番号 () -

新資格者 住所 (ふりがな) _____ 男 女 印
 氏 名 _____
 生年月日 大・昭・平 年 月 日
 電話番号 () -

組合員資格に異動が生じたので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

1. 当該土地の表示

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考
						㎡
						㎡
						㎡
						㎡
						㎡

2. 資格得喪の原因(該当原因に○を付けて下さい)
 名義変更 ・ 売買 ・ 貸借借権設定 ・ 合意解約 ・ その他()

3. 原因時期
 平成 年 月 日

農地を転用する時（農地から宅地等にする場合など）

農地を農地以外に転用する場合は、申請並びに地区除外決済金（意見書交付時）の納付が土地改良法で義務づけられております。これは農地転用において農地が減少することにより残された農地に負担の荷重が大きくなることから、農地負担の公平を図ることを目的として納めていただくものです。

※公共事業用地（国・県・市町などの道路買収）として買収される場合なども同様に地区除外決済金の納付が必要となります。公共事業により転用の場合には、事業主体と十分に協議して必ずどちらかが申請する様にして下さい。

賦課金についてよくある問い合わせ

「耕作していない」、「転作しているので水を使用していない」等の問い合わせがありますが、賦課金は組合員の皆さんで揚排水機場や、排水路、農道などの施設を維持管理するための費用です。土地改良実施地区にある農地であれば、用水を使用していなくても面積に応じて賦課されますのでご理解の程お願いします。

問合せ先：石岡台地土地改良区 〒315-0015 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号

Tel.0299-22-2010 Fax.0299-22-2019 <http://www.ishiokadaichi.jp/>

中央管理所（用水期間中4月21日～8月31日）駐在

茨城県小美玉市中延2219 Tel. 0299-58-1468